



## 楽ノリ anytime 貸渡約款

2020年(令和2年)11月1日 改定



# 目次

第1章 総則 .....	1	第5章 返 還 .....	14
第1条 (約款の適用) .....	1	第28条 (カーシェアリング車両の返還手続) ...	14
第2章 カーシェアリングシステムの利用 .....	1	第29条 (カーシェアリング車両の返還時期) ...	15
第2条 (入会資格) .....	1	第30条 (残置物の取扱い) .....	15
第3条 (入会契約の締結等) .....	2	第31条 (カーシェアリング車両返還場所変更違約料) .....	16
第4条 (会員 ID・登録運転者 ID に関する承認事項) .....	3	第32条 (カーシェアリング車両が返還されない場合の処置) .....	16
第5条 (登録運転者用 IC カード) .....	4	第6章 故障、事故、盗難時の措置等 .....	16
第6条 (貸渡料金等) .....	4	第33条 (故障発見時の措置) .....	16
第7条 (Web 決済等) .....	5	第34条 (事故発生時の措置) .....	16
第8条 (保証事項) .....	5	第35条 (盗難等発生時の措置) .....	17
第9条 (登録運転者の変更等) .....	6	第36条 (使用不能による個別契約の終了) .....	17
第10条 (契約の解除) .....	6	第7章 賠償及び補償 .....	17
第11条 (不可抗力の事由による契約の終了) .....	7	第37条 (賠償責任) .....	17
第12条 (入会契約の変更及び解約・終了) .....	7	第38条 (保険及び補償) .....	18
第13条 (ログイン ID の登録の削除) .....	8	第39条 (ペナルティー料金) .....	18
第14条 (GPS 機能) .....	8	第40条 (不可抗力事由による免責) .....	19
第15条 (ドライブレコーダー) .....	8	第8章 サービスの中止等 .....	19
第16条 (運転者の労務供給の拒否) .....	8	第41条 (カーステーションの移転・閉鎖) .....	19
第3章 予約 .....	9	第42条 (カーシェアリングサービスの中止) ...	19
第17条 (予約の申込み) .....	9	第43条 (通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責) .....	19
第18条 (予約の取消し等) .....	9	第9章 雑 則 .....	20
第4章 貸渡し .....	10	第44条 (個人情報の取扱い) .....	20
第19条 (貸渡手続等) .....	10	第45条 (相殺) .....	21
第20条 (不可抗力事由による個別契約の中途終了) .....	10	第46条 (消費税) .....	21
第21条 (借受条件の変更) .....	11	第47条 (遅延損害金) .....	21
第22条 (定期点検整備) .....	11	第48条 (契約の細則) .....	21
第23条 (日常点検整備等) .....	11	第49条 (本約款等の変更) .....	21
第24条 (電気自動車) .....	11	第50条 (管轄裁判所) .....	21
第25条 (管理責任) .....	12	附則 .....	21
第26条 (禁止行為) .....	12		
第27条 (違法駐車及び速度違反の場合の措置等) .....	13		

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

当社は、当社との間で楽ノリレンタカーanytime 会員規約（以下「会員規約」という）を締結した会員（以下「会員」という）に対し、本約款及び会員規約並びに細則の定めるところにより、当社所定の保管場所（以下「ステーション」という）に保管されている車両（以下「カーシェアリング車両」という）を会員に貸渡し、会員がこれを借り受けるサービス（以下「カーシェアリングサービス」という）を提供するものとします。尚、本約款に定めのない事項については、法令又は、一般の慣習によるものとします。

2.当社は、会員規約並びにご利用マニュアル、その他遵守事項等(以下総称して「貸渡規約等」という)を作成するものとし、貸渡規約等はこの約款と同等の効力を有するものとします。この約款と貸渡規約等との間に相違があるときは、この約款が優先して適用されるものとします。尚、当社が貸渡規約等にこの約款に定めのない事項を定めた場合、会員及び登録運転者は貸渡規約等に従うものとし、この約款及び貸渡規約等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

3.この約款は、会員及び登録運転者に適用されるものとします。

4.当社は、本約款を必要に応じ改定できるものとし、この約款を改定する場合は、事前にウェブサイト、若しくは当社所定の方法により、会員に通知するものとします。

## 第2章 カーシェアリングシステムの利用

### 第2条（入会資格）

当社のカーシェアリングサービスに入会を希望する者は、当社が別途定める方法にて入会を申し込むものとします。

2.入会をするための契約（以下「入会契約」といいます。）には、個人、法人のいずれもが申し込むことができます。

3.当社は、前項の申し込みを受付けた場合、必要な審査・手続き等を行い、入会を承認するときは、入会申込者に対し、カーシェアリング車両の借り受けに必要な会員番号を付与するものとします。

4.入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となれないものとします。

(1)個人について、カーシェアリング車両の運転に必要な日本で発行された自動車運転免許証を有していないとき。

(2)個人について、親権者の同意がない未成年者であるとき。

(3)個人について、カーシェアリングサービスに関する費用・料金を決済するための、当社が承認した有効なクレジットカードを保有していないとき、又はクレジット決済に同意をしないとき。

(4)法人について、入会申込の際にクレジットカードにより決済するものとして申込みを行った場合において、当該クレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、又は当社が承認したクレジット会社のものでないとき。

- (5)入会契約申込みの際の申告事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
- (6)過去に、当社又は他社との間の自動車についての貸渡契約若しくはカーシェアリングサービスに係る契約において、貸渡料金等の未払いその他の契約違反があるとき。
- (7)前号のほか、この約款、貸渡規約等、その他当社との契約に違反したことがあるとき。
- (8)反社会勢力に属するものではないことを誓約し、将来にわたり確約していただけない方。(会員登録後に判明若しくは疑わしき場合は、会員登録を削除いたします。)
- (9)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団に属する者。
- (10)暴力団等への資金提供及び便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
- (11)自己、若しくは第三者の不正福的及び、第三者への加害目的等、不当に暴力団等を利用していると認められる関係にある者。
- (12)その他当社が会員として不適格と判断したとき。

### 第3条 (入会契約の締結等)

カーシェアリングサービスへの入会を希望する法人又は個人は、この約款及び貸渡規約等の内容に合意した場合に当社に対して、当社所定の申込書を提出する方法、又は当社のカーシェアリング申込システム(以下「申込システムサイト」といいます。)に所定の事項を入力する方法その他の方法(以下これらの方法を「申込手続」といいます。)により入会契約の申込みを行うものとします。

2. 入会契約は、前項の申込みに対して、当社が、当社所定の審査を行い、承認した場合に会員IDを当該申込者に対して発行したときに入会契約が成立するものとします。なお、入会契約が成立した法人を以下「法人会員」といい、入会契約が成立した個人を以下「個人会員」といい、法人会員及び個人会員を総称して「会員」といいます。また、当社は、個人会員に対しては会員IDと同時に登録運転者IDを発行します。

3. カーシェアリング車両を運転することができる者は、法人会員が役職員の中からカーシェアリング車両を運転する者として特定し当社に届け出て第5項で当社が承認した者又は、個人会員若しくは個人会員の同居の親族の中からカーシェアリング車両を運転する者として特定し当社に届け出て第5項で当社が承認した者に限定されるものとします。(以下本項のカーシェアリング車両を運転することができる者を「登録運転者」といいます。)

4. 会員は、前項の運転する者として特定した者がこの約款及び貸渡規約等の内容に合意した場合に、当社に対して申込手続時に登録運転者の届出を行うものとし、変更又は追加が発生した場合もこれに準じます。

5. 当社は、前項で届出があった運転する者について、当社所定の審査を行い、承認した場合に登録運転者IDを会員に対して発行したときに登録運転者の登録が完了するものとします。なお、届出があった運転する者が、第4条第1号、第2号、第6号から第11号(第8号から第11号を「届出があった運転する者」に、第12号の「会員」を「登録運転者」に読み替える)のいずれかに該当する場合には、登録運転者となれないものとします。

6. 当社は、レンタカーに関する基本通達(国自旅第48号令和元年7月1日)に基づき、貸渡簿(貸渡原

票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務を履行するため、申込手続時に、登録運転者に対し運転免許証の他に当社が指定する補助書類の提示(申込システムサイトについては、登録運転者の運転免許証のほかに当社が指定する補助書類の電磁的方法による送信を含みます。)、それらの書類の謄写の承諾を求めることができるものとし、会員及び登録運転者は、これを承諾し、当社の請求に従い提示するものとし、また、これらに変更があった場合も同様とし、会員及び登録運転者は、その都度当社に通知します。

7. 会員又は登録運転者は、第17条に定める予約申込みを行う際に必要となるパスワード及び、第17条に定める借受条件で明示したカーシェアリング車両の借受日時から返還日時までの間(以下、「使用中」といいます。)に当社が登録運転者に連絡等をする場合の登録運転者の携帯電話番号等の連絡先、その他カーシェアリングサービスを利用するに当たって必要な情報として当社が求める情報を申込手続時に定め、指定等をし、当社に届け出るものとし、

8. 会員は、この約款及び貸渡規約等に定めるカーシェアリング車両の運転者としての義務について、登録運転者に遵守させるとともに、登録運転者が行った一切の行為について責任を負うものとし、

9. カーシェアリングサービスに関する当社から会員又は登録運転者への連絡等は、当社のウェブサイトに掲載し、会員又は登録運転者が当社に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレスに対して行います。

10. 当社が、会員又は登録運転者の届出住所に宛てて郵便を発送及び、入会時に届出を受けた電子メールアドレスに宛てて送信した電子メールは、通常到達すべき時期に到達したものとし、

#### 第4条(会員ID・登録運転者IDに関する承認事項)

会員及び登録運転者は以下の事項を確認し、承認するものとし、

(1) 会員ID及び登録運転者ID並びにそれらのパスワードを善良な管理者の注意義務をもって管理・使用するものとし、第三者に使用させたり、貸与等を行ってはならないものとし、会員又は登録運転者が、会員ID及び登録運転者ID並びにそれらのパスワードを第三者に使用させたり、貸与等を行ったことにより生じた一切の損害には、第38条の規定は適用されず会員が賠償する責任を負うものとし、

(2) 会員ID及び登録運転者ID並びにそれらのパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合は、直ちに当社にその旨を届け出るものとし、会員が当該届出を怠りまたは遅延したことにより生じた一切の損害は、第38条の規定は適用されず会員が賠償する責任を負うものとし、

2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合は、当該会員又は登録運転者の承認を得ることなく、付与したIDの使用を停止することがあります。

(1) 電話、電子メール等の手段で会員又は登録運転者に連絡できない場合。

(2) 第三者によりIDが不正に使用されている場合又は、その恐れがあると当社が判断した場合。

(3) その他当社が緊急性を認めた場合。

3. 前項に基づく措置により当該会員又は登録運転者が損害を被ったとしても、当社は何らの責任を負わないものとし、

## 第5条（登録運転者用 IC カード）

会員及び登録運転者は、当社が認めた場合、登録運転者が所持する FeliCa 仕様の IC カード又は FeliCa チップ内蔵の携帯端末等（以下「所持カード等」といいます。）を登録運転者用 IC カードとして利用することができます。その場合、所持カード等の情報を当社所定のシステムに登録する必要があります。会員又は登録運転者は当社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うこととします。

2. 会員及び登録運転者は、当社から利用の許可を受けた登録運転者用 IC カードを善良な管理者の注意義務をもって、利用・保管するものとします。登録運転者用 IC カードを第三者に利用させたり、複製したりしないものとします。

3. 理由の如何を問わず、会員がその会員資格を失ったとき、又は本サービスの提供が中止又は終了したときは、当社は、第1項に定める登録運転者用 IC カードの利用に必要な登録情報を消去するものとします。

4. 第1項に定める登録運転者用 IC カードの紛失、盗難、滅失又は破損・性能不良の場合、会員は速やかに当社が定める手続でその旨を当社へ届け出るものとします。当社は届出を承認した時点で、当社が定める方法で登録運転者用 IC カードの利用に必要な登録情報を消去するものとします。会員が当該届出を怠り又は遅延したことにより生じた一切の損害には、第38条の規定は適用されず会員が賠償する責任を負うものとします。

5. 第1項に定める登録運転者用 IC カードの登録は、登録運転者1人に対して1所持カード等に限定します。

## 第6条（貸渡料金等）

貸渡料金とは、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。）に届け出て実施している料金（以下「貸渡料金等」といいます。）と、消費税及び地方消費税を合算した金額をいいます。

2. 貸渡料金等は、会員がカーシェアリング車両を借り受けしていた利用時間と走行距離で算出されます。尚、会員が予約取消をせず、カーシェアリング車両を利用しなかった場合は、予約した貸渡期間分の貸渡料金を請求し、会員は、貸渡料金等を支払うものとします。

3. 予約時間は、予約開始時刻と予約終了時刻の差をもって算出されます。走行距離は使用開始と使用終了の差で算出されます。

4. 算出された課金単位未満の時間及び距離は切り上げられます。

5. 当社が会員に請求し、会員が申込手続時に定めた方法により当社支払うカーシェアリング使用に係る貸渡料金等は次の通り算出します。

$(\text{貸渡料金}) + (\text{第27条駐車違反金}) + (\text{第31条カーシェアリング車両変更場所変更違約料}) + (\text{第37条ノンオペレーションチャージ}) + (\text{その他カーシェアリング使用に起因して発生した当社に対する債務})$

6. 当社は、貸渡料金等を改定する場合は、改定日の14日前までに当社ウェブサイトにて告知することにより、貸渡料金等を改定することができます。

7. 会員又は登録運転者が個別契約の予約をした後に、当社が貸渡料金等を改定したときは、カーシェアリング車両貸渡し時において適用される料金表に従うものとします。

8. 会員又は登録運転者は、使用中にカーシェアリング車両にて有料道路、時間貸駐車場等を利用したとき

は、その使用にかかる利用料金等を負担するものとします。

#### 第7条（Web 決済等）

会員又は登録運転者が第19条の個別契約が成立したときは、料金表に定める個別契約にかかる貸渡料金等を、予め当社に届け出たクレジットカード決済(以下「Web 決済」という)で支払うものとします。

2. 会員は、入会契約の申し込み時に、クレジットカード情報（クレジットカードの名義・ブランド・カード番号・有効期限・セキュリティコード・その他クレジットカード会社が求める情報）を正確に入力するものとします。なお、利用できるクレジットカードのブランドは、以下に定めるものに限りです。

VISA、Master、JCB、ダイナースクラブ、アメリカンエクスプレス。

3. 会員は、クレジットカードの不正利用及び、クレジットカード情報の不正入力をしてはならないものとし、会員が不正利用等を行ったことが判明した場合には、当社は、カーシェアリング車両の予約又は個別契約を取り消すとともに、会員に対して、当社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

4. 貸渡料金等の Web 決済は、貸渡終了即時に、前2項にて申込したクレジットカード会社へ請求します。尚、第37条及び第39条により営業補償やペナルティー料金が発生した場合は、当社は、後日、営業補償やペナルティー料金をクレジットカード会社へ請求することとし、会員はこれに異議なく同意します。

5. Web 決済によるクレジットカード決済の締め日は、利用するクレジットカードの発行会社が定める締め日とします。クレジットカード決済の締め日をまたいで Web 決済を取り消す場合には、利用料金のご請求とご返金の月がずれることを、会員はあらかじめ了承するものとします。

6. 前項の手段により決済できない場合は、当社は請求書による振込み若しくは現金持参による支払いを求めることができ、会員は、当社の指定日までに遅滞なく支払うこととします。尚、会員からの申し出による振込み又は現金持参にての支払に依ることはできないものとします。

7. 会員は、クレジットカード会社又は当該クレジットの支払口座のある銀行との間において、貸渡料金等の支払を巡って紛争が発生した場合は、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

8. 会員が、当社に対して負担する債務の支払遅延が複数回発生した場合は、その後の完済の有無に拘らず、当社は、当該会員の契約解約又は、解除を行うことができるものとします。

9. 会員は、入会契約が中途解約、解除、その他の理由により終了したときは、当社の責に帰する事由により終了した場合を除き、前条各号により当社が受領した金銭については返金されないことにつき、会員は異議なく承知するものとします。

10. 会員は、入会契約の終了により、既に貸渡したカーシェアリング車両の貸渡料金等、当社に対して支払う必要のある金銭の支払いを免れるものではないことに、異議なく同意するものとします。

#### 第8条（保証事項）

会員及び登録運転者は、入会契約有効期間中又はカーシェアリング車両の運転に際して、以下の事項を、当社に対し保証するものとします。

(1) 登録運転者が、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許を有し、日本で発行された有効な運転

免許証を携帯していること。

(2)カーシェアリング車両運転時において、登録運転者が酒気を帯びていないこと。

(3)カーシェアリング車両運転時において、登録運転者は麻薬、覚醒剤、シンナー等運転に支障を来す薬物を摂取しておらず、またそれらによる中毒症状等が一切ないこと。

(4)運転に支障のある薬を服用していないこと、医師から運転を控えるよう指示がされていないこと、その他運転する上で健康上の支障がないこと。

(5)第 17 条にて定める予約手続において定めた登録運転者とカーシェアリング車両貸渡し時の運転者は同一であること。

(6)第 2 条第 4 項第 2 号から第 11 号のいずれにも該当していないこと、第 26 条各号に該当する行為を行わないこと。

#### 第 9 条（登録運転者の変更等）

会員は、第 3 条第 4 項に準じて登録運転者の変更を申請することができ、同条第 5 項の当社の承認と登録運転者 ID の発行により登録運転者の変更が完了するものとします。

2. 前項のほか、申込手続時に届け出た内容に変更が生じ、又はそのおそれが生じたときは、会員は、その旨を直ちに当社に連絡し、当社の承認を得るものとします。

3. 前項に伴い、カーシェアリングサービスの遂行に支障が生じると当社が判断したとき、当社は、入会契約を解除又は、会員に対して登録運転者の変更を求めることができるものとします。

#### 第 10 条（契約の解除）

当社は、会員又は登録運転者が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知、催告をすることなく、カーシェアリングサービスの利用の停止又は入会契約及び第 19 条の個別契約を解除することができるものとします。尚、当社が個別契約を解除した場合には、会員又は登録運転者は直ちにカーシェアリング車両を返還しなければならないものとします。尚、当社に対する未払債務がある場合には、会員は当社に対し、速やかに全額支払うものとします。

(1)会員又は登録運転者がこの約款第 2 条各号に定めるところのいずれかに該当したとき。

(2)会員又は登録運転者が第 8 条の保証に違反をしたとき。

(3)会員が、第 6 条に定める貸渡料金等その他この約款、入会契約、個別契約、貸渡規約等のカーシェアリングサービスに係る契約に基づく金銭債務（以下「本債務」といいます。）の支払いを 1 回でも遅滞し、又は当該支払を拒否したとき。

(4)会員又は登録運転者が、第 26 条及び第 27 条各号に定めるところのいずれかに違反したとき。

(5)会員又は登録運転者がこの約款、貸渡規約等、その他当社との契約に違反したとき。

(6)会員が、会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき。又は、クレジットカード会社から当社に対し本債務に関する会員への請求を停止するよう要請があったとき。

(7)会員が差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき。

(8)会員が破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算を申立て、又はこれらの申立を受けたとき。

(9)会員が解散を決議し、又は任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。

- (10) 会員が自ら振出し、引受を為し又は、保証を行った手形又は、小切手が不渡りとなったとき。
- (11) 会員又は登録運転者が、他の会員に迷惑を掛ける行為（カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含みますが、これらに限られません。）を行い、又は同乗者をして行わせたときと当社が判断したとき。
- (12) 安全管理上、カーシェアリングサービスを提供すべきでないときと当社が判断したとき。
- (13) 酒気帯び運転等の道路交通法により禁じられた態様の運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、その他、法令に違反する行為をしたとき。
- (14) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又は、その他の反社会的組織に属している者であると認められるとき又は暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力若しくは関与し又は、暴力団員等と交流していた事実が判明したとき。
- (15) 以上の各号に準じ、当社がカーシェアリング車両を貸し渡すのを不相当と認める事由が生じたとき。
- (16) 死亡又は行方不明となったとき、当社から会員に宛てた通知が届出の連絡先に到達しないとき又は、当社から通知の受取を拒否したとき。
- (17) 前各号のほか、当社が必要であると判断したとき

2. 会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許証の有効期間が満了したときは、直ちに更新後の運転免許証の写しを当社に郵送若しくは画像データを送信し、運転免許証が更新された旨を届け出るものとし、会員がその届出をしない場合には、当社は、前項に準じて、当該会員の会員資格を停止又は、取り消すことができるものとします。

3. 会員は、前項各号のいずれかに該当した場合、入会契約又は個別契約の解除の有無にかかわらず、当社に対して負担している本債務の期限の利益を失い、直ちに当社に対し一括して本債務残額を弁済するものとし、当社は第7条に規定する方法、その他の方法で請求手続を行います。

4. 第1項各号のいずれかに該当する場合において、当社が会員のカーシェアリングサービスの利用を停止したときは、当社が当該利用の停止を解除するまでの間、会員ID及び登録運転者IDの機能を停止するものとします。

#### 第11条（不可抗力の事由による契約の終了）

天災地変その他の不可抗力による事由により、カーシェアリング車両又はカーシェアリングサービスの全部又は一部が使用不能となり、これによりカーシェアリングサービスの提供が困難であると当社が判断した場合には、入会契約は終了するものとします。

#### 第12条（入会契約の変更及び解約・終了）

会員は当社の同意を得て入会契約の変更又は解約ができるものとします。

2. 会員は、入会契約の変更を希望する場合は、当社所定の方法により申し出るものとします。

3. 会員は、入会契約の解約・終了を希望する場合、当社所定の方法により申し出るものとし、会員契約を終了するものとします。尚、入会契約の終了日まで生じた本債務を当社に支払うものとします。

### 第13条（ログインIDの登録の削除）

解除、解約、終了その他理由のいかんを問わず入会契約が終了した場合、当社は、申込システムサイトの会員及びそのシステム利用者のログインIDの登録を削除するものとします。

### 第14条（GPS機能）

会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両に全地球測位システム（以下「GPS機能」といいます。）が搭載されており、当社所定のシステムにカーシェアリング車両の現在位置、通行経路等が記録されること及び、当社が当該記録を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 個別契約の終了時に、カーシェアリング車両が所定の場所に返還されたことを確認するため。
  - (2) 第32条第1項に該当したとき、その他カーシェアリング車両の管理又は個別契約の履行等のために必要と認められる場合に、カーシェアリング車両の現在位置等を確認するため。
  - (3) 会員及び登録運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
2. 会員及び登録運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

### 第15条（ドライブレコーダー）

会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員又は登録運転者の運転状況が記録されること及び、当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
  - (2) カーシェアリング車両の管理又は個別契約の履行等のために必要と認められる場合に、登録運転者の運転状況を確認するため。
  - (3) 会員及び登録運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
2. 会員及び登録運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

### 第16条（運転者の労務供給の拒否）

会員及び登録運転者は、自動車の借受けに付随して、当社から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む）を受けることはできないこととします。

### 第3章 予約

#### 第17条（予約の申込み）

会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両を使用するにあたって、あらかじめカーシェアリング車両の車種、借受日時、借受場所、返還日時及び返還場所、その他当社所定の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示の上、パソコンサイト、モバイルサイト、その他当社所定の方法により、個別の貸渡契約（以下「個別契約」といいます。）の予約を申し込むものとし、当社は他の予約状況等を勘案し、可能な範囲でこの予約に応じるものとします。尚、個別契約の貸渡期間は、原則として予約時に定めた借受開始日時から返還日時までの期間をいいます。

2. 会員及び登録運転者は、既にカーシェアリング車両が他の登録運転者に予約される等、登録運転者の借受条件の希望に従ってカーシェアリング車両を使用することができない場合でも、当社に対しその損害の賠償を請求できないものとします。

3. 前項による個別契約の予約成立後、借受条件に変更が生じたときは、会員及び登録運転者は、借受開始日時までに取消し又は変更の手続きをパソコンサイト、モバイルサイト、その他当社所定の方法により当該変更手続を行うものとします。但し、借受開始日時が経過した後に取り消し又は変更をすることはできないものとします。

#### 第18条（予約の取消し等）

会員及び登録運転者は、前条第1項及び第3項の予約を行ったにもかかわらず会員及び登録運転者の都合で借受条件を変更する場合、変更後の借受条件での貸渡が不可能な場合は、予約は取り消されます。尚、当社による借受条件の変更の承認なく返還日時の延長等、会員及び登録運転者が任意に借受条件を変更した場合、第32条の定めに加え、それにより当社または他の会員等に生じた損害について賠償するものとします。

2. 当社は、前条により予約されたカーシェアリング車両の借受日時（以下「借受日時」といいます。）が到来してから、別に当社が定める時間を経過しても第19条の貸渡手続が行われなかったときは、当該借受日時におけるカーシェアリング車両の予約は自動的に取り消されるものとし、この場合、会員に対し予約取消手数料を請求するものとします。

3. 当社は、第17条第1項の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合には、会員に対して予約取消手数料を請求しないものとします。

4. 当社は、カーシェアリング車両の事故、盗難、他の会員又は登録運転者によるカーシェアリング車両の返却遅延、欠陥・不具合その他カーシェアリング車両の借受条件への不適合等、当社の責めに帰さない事由により、予約されたカーシェアリング車両を貸渡することができない場合には、無条件で当該予約を取り消すことができるものとします。

5. 当社は通信トラブルを含むシステムの不具合その他、運営上の都合等により、予約を取り消し又は、無条件で個別契約を解約することができるものとします。

6. 前 4 項の場合には、当社はその旨を予約を行った会員若しくは登録運転者に速やかに連絡するものとします。

7. 当社は、会員の希望するカーシェアリング車両の借り受けを予約できることを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、会員が予約を申し込むことができなかつた場合または予約が承認されなかつた場合にも、これにより会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。

8. 会員及び登録運転者が、当社に対し負担する債務の支払遅延が発生した場合は、当該会員及び登録運転者の予約は承認されず、また、既になされた予約についても、当社はこれを取消することができるものとします。

## 第 4 章 貸渡し

### 第 19 条（貸渡手続等）

カーシェアリング車両の保管場所（以下「カーステーション」といいます。）において、第 17 条に基づき予約したカーシェアリング車両に、会員又は登録運転者が当社所定の方法でカーシェアリング車両の解錠を行う（以下この手続を「貸渡手続」といいます。）ことにより第 17 条の借受条件による個別契約が成立するものとし、当社は、成立した個別契約に基づき会員に対し、第 22 条により整備されたカーシェアリング車両を貸し渡すものとし、会員は第 23 条の日常点検整備を登録運転者に実施させた後これを借り受けるものとします。

2. 当社は、会員及び登録運転者が予約したカーシェアリング車両の貸渡しを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障または不具合、その他の事由により、予約されたカーシェアリング車両を会員に貸渡すことができない場合又は、貸渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合において、他のカーシェアリング車両を代わりに貸渡すことができないとき又は、当社が案内した他のカーシェアリング車両の借り受け会員が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。又、第 10 条 1 項各号に該当する場合も、当社は予約を取消ことができ、これにより会員に生ずる損害について、当社が賠償責任を負わないものとします。

### 第 20 条（不可抗力事由による個別契約の中途終了）

カーシェアリング車両の使用において、会員に帰責性のない事故及び故障、天災等その他の不可抗力により、カーシェアリング車両が使用不能となった場合は、会員及び登録運転者は速やかに当社に連絡、個別契約は終了するものとし、当社は、会員に対し、カーシェアリング車両の使用不能となった時点以降の貸渡料金等を免除するものとします。

2. 前項の事由が生じた場合には、その旨を当社に直ちに連絡するものとします。

#### 第 21 条（借受条件の変更）

会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両使用中に借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。尚、当社による借受条件の変更の承認なく返還日時の延長等、会員及び登録運転者が任意に借受条件を変更した場合、会員及び登録運転者は、第 32 条の定めに加え、それにより当社又は他の会員等に生じた損害について賠償するものとします。

#### 第 22 条（定期点検整備）

当社は、カーシェアリング車両について、道路運送車両法第 48 条の定期点検整備を実施するものとします。

2. 前項の確認において、カーシェアリング車両に整備不良等を発見した場合は、当社は部品交換等の処置を講ずるものとします。

3. 第 1 項の確認の結果、カーシェアリング車両使用不相当と認められた場合には、当社は、第 17 条に基づきなされた予約契約を解除することができ、会員及び登録運転者は、この予約契約の解除により生じた損害について、当社に責任を問わないものとします。

#### 第 23 条（日常点検整備等）

会員は、個別契約に基づきカーシェアリング車両を借り受ける都度、道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備を実施するものとし、登録運転者をして実施させるものとします。

2. 会員は、個別契約に基づきカーシェアリング車両を借り受ける都度、カーシェアリング車両の損傷、部品の紛失、カーシェアリング車両に備えつけられた備品の紛失等（以下「損傷等」という）がないか点検し、又は登録運転者をして点検させるものとします。

3. 会員又は登録運転者は、前 2 項の日常点検整備等において、カーシェアリング車両に整備不良又は損傷等を発見した場合は、直ちに当社所定の連絡先に連絡するものとし、当該異常により、当該カーシェアリング車両の貸渡しができなくなった場合において、他のカーシェアリング車両の案内ができないとき、若しくは当社が案内した他のカーシェアリング車両の借り受けを会員が承認しないときは個別契約は解除となり、これにより会員等に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。

#### 第 24 条（電気自動車）

会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両が電気自動車の場合、当該電気自動車及び電気自動車の充電器の利用に関して、別途当社が定めのご利用マニュアル及び以下の各号の事項を遵守して、利用することに同意します。

(1) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損・紛失・汚損した場合は、修復に要する費用を会員が負担すること。

(2) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱い又は不注意により生じた事故について、当社は一切の責任を負わないものとする。

(3) 会員及び登録運転者は、電気自動車の返還手続について第 28 条に定める返還手続を実施し、かつ、充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電装置に接続することをもって完了するものとする。尚、充電

器の充電ケーブルを電気自動車に接続しないで電気自動車を返還した場合、会員は、対処に要した費用及び以後の貸渡し等に支障等が発生した場合の損害賠償を負担すること。

(4)利用開始時に電気自動車の充電が十分でない場合、会員の負担にて充電すること。尚、その場合の充電に要する時間も課金対象に含まれることを会員は承諾すること。

(5)電気自動車の特性として運転の仕方、走行状況、エアコンディショナーやオーディオの使用状況等により走行可能距離は大きく変わることを了承し、早めの充電を心がけること。尚、当社が別途指定する充電器を使用する場合を除き、当社のカーステーションに設置された充電器以外で充電する場合の費用は会員の負担とし、当該充電に関する手続は会員と当該充電器の運営者との間で行うものであること。

(6)使用中に充電切れ等で移動できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用は会員の負担とし、当社はいかなる責任も負わないものであること。

### 第 25 条（管理責任）

会員及び登録運転者は、善良な管理者の注意義務をもってカーシェアリング車両を使用及び、保管するものとします。

2. 法令で装着を定められた装備品（チャイルドシート、ジュニアシート、初心者運転標識、高齢者運転標識など）は、会員又は登録運転者がその費用と責任において確保した上で適正に装着するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 前 2 項の管理責任は、個別契約に基づくカーシェアリング車両の貸渡手続が完了したときより始まり、当該車両の返還手続を完了したときに終了するものとします。

4. 第 1 項の注意義務を怠り、カーシェアリング車両を汚損、滅失及び毀損等した場合は直ちに当社に報告し、第 37 条及び第 39 条に定める営業補償及びペナルティー料金を当社に支払うことに異議なく同意するものとします。

### 第 26 条（禁止行為）

会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両を使用中において、以下の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、カーシェアリング車両を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) カーシェアリング車両を登録運転者以外の者に使用させる若しくは転貸又は、他に担保の用に供する等、当社の権利侵害又は、カーシェアリングサービスの障害又は、侵害となるおそれのある一切の行為をすること。

(3) カーシェアリング車両の自動車登録番号標又は、車両番号標を偽造若しくは変造又は、カーシェアリング車両を改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。

(4) 当社の承諾を受けることなく、カーシェアリング車両を各種テスト若しくは競技に使用又は、他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

(5) 法令又は公序良俗に違反してカーシェアリング車両を使用すること。

(6) 当社の承諾を受けることなく、カーシェアリング車両について損害保険に加入すること。

- (7)カーシェアリング車両を日本国外に持ち出すこと。
- (8)カーシェアリング車両にペット等を同乗させること。
- (9)カーシェアリング車両に、ガソリン及び灯油等の危険物を積み込むこと。
- (10)当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いること又は、合理的範囲を超える負担を要求すること。
- (11)風説を流布し又は、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損又は、業務を妨害すること。

#### 第 27 条（違法駐車及び速度違反の場合の措置等）

会員が使用中にカーシェアリング車両に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、会員は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭し直ちに違法駐車に係る反則金等を納付及び、違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用の一切を負担するものとし、会員は、登録運転者をして、これらの義務を履行させるものとします。

2. 当社は、警察からカーシェアリング車両の放置駐車違反の連絡を受けたときは、会員若しくは登録運転者に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を移動させる若しくは引き取るとともに、カーシェアリング車両の借受期間満了時又は、当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、会員及び登録運転者はこれに従うものとします。尚、当社は、カーシェアリング車両が警察により移動された場合には、当社の判断によりカーシェアリング車両を警察から引き取る場合があります。

3. 当社は前項の指示を行った後、当社の判断により違反処理の状況を交通反則告知書又は、納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで会員又は登録運転者に対し前項の指示を行う及び、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭する等、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に署名するよう求め、会員又は登録運転者はこれに従うものとします。

4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡情報等の個人情報（個人番号を除く）を含む資料を提出する等により会員若しくは登録運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、会員又は登録運転者はこれに同意するものとします。

5. 前項の場合において、カーシェアリング車両の返還が貸渡期間を超えた場合は、会員は当該超過に対する貸渡料金等を速やかに支払うこととし、当社が第 7 条 4 項に基づく対応することに異議なく同意することとします。

6. 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合及び、会員若しくは登録運転者の探索に要した費用、車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合は、当社は会員に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとし、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額。
- (2) 当社が別に定める駐車違反違約金。

(3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用。

7.当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき又は、会員が当社の指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社はカーシェアリングサービスの入会契約を解除することができるとともに、会員若しくは登録運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を、一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。

8.第1項の規定により、会員が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、会員又は登録運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。

9.第7項の規定にかかわらず、当社が会員から駐車違反金及び第6項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第7項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

10.会員又は登録運転者が、第6項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、会員又は登録運転者が後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを会員又は登録運転者に返還するものとします。第8項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても同様とします。

11.第7項の規定により、全レ協システムに登録された場合において反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は、第6項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

12.会員又は登録運転者が、使用中にカーシェアリング車両を運転して自動速度違反取締装置によりスピード違反（最高速度違反行為）をしたとき、会員又は登録運転者は、スピード違反をした地域を管轄する警察署に出頭し、直ちにスピード違反に係る反則金を納付するものとします。

13.出頭がない場合は、当社は、会員又は登録運転者の氏名、住所、免許証番号情報を警察へ開示するものとします。

## 第5章 返 還

### 第28条（カーシェアリング車両の返還手続）

カーシェアリング車両の返還手続は、第17条第1項の予約時に返還場所として明示したカーステーションにおいて、当社所定の方法で、カーシェアリング車両の施錠を行うことにより完了するものとします。ただし、当社の承諾を得て、返還場所を変更することができるものとし、返還場所を変更したときは、変更後の返還場所に返還するものとします。

2. 会員又は登録運転者はカーシェアリング車両の返還にあたり、燃料及び走行用電池の消費、通常の使用による磨耗を除き、借り受けた状態で指定場所へ返還するものとし、カーシェアリング車両の損傷、備品の紛失等、会員又は登録運転者の責に帰すべき事由による場合は、カーシェアリング車両を借り受けた状態に回復するために要する一切の費用を負担するものとします。

3. 会員又は登録運転者は、カーシェアリング車両の返還にあたり、カーシェアリング車両において損傷等が生じていないか点検し、損傷等を発見した場合は、直ちに当社所定の連絡先に連絡するものとします。

#### 第 29 条（カーシェアリング車両の返還時期）

会員又は登録運転者は、カーシェアリング車両を予約時に明示した又は第 21 条で変更した返還日時（以下単に「返還日時」といいます。）までに返還するものとします。

2. 会員又は登録運転者は、第 40 条第 1 項の場合を除き、借受時間を延長したときは、変更前の貸渡料金の他に、延長時間に係る超過料金を支払うものとし、当社が第 7 条 4 項に基づく対応することに異議なく同意することとします。

3. 会員又は登録運転者は、所定の延長処理をせず借受期間を超過しカーシェアリング車両を返還したときは、別に定める超過料金を支払うものとします。

#### 第 30 条（残置物の取扱い）

会員又は登録運転者は、カーシェアリング車両の返還するにあたり、カーシェアリング車両内に残置した物品（以下「残置物」という）のないことを、自らの責任において確認するものとします。

2. 無人のステーションにおいてカーシェアリング車両の貸渡し及び返還が行われる性質上、当社は、原則として返還されたカーシェアリング車両内に残置物があるか否かの確認及び残置物がある場合の回収をすることは出来ず、残置物を遺留したことによって会員又は登録運転者若しくは同乗者等に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとします。

3. 当社は、会員等からの受託によらずカーシェアリング車両から残置物を回収したときは、次の各号に従って取り扱います。但し、財産的価値がなく、継続的に保管することが困難な残置物については、以下の各号によらず、直ちに廃棄することができます。

(1) 財産的価値のない残置物又は腐敗の恐れのある物、危険物、その他の継続的に保管することが困難な残置物については、回収した日を含めて 3 日間保管し、その間に所有者から引取りの申し出がなければ廃棄します。

(2) 運転免許証、パスポート、クレジットカード（ETC カード含み、以下同様とします）、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、携帯電話および宝石については、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。但し、届け出が受理されない場合は回収した日から 3 日間保管し、その間に所有者の氏名及び住所が判明した場合には、当該所有者（クレジットカードについては発行会社）に引取り催告します。又、回収した日から 3 カ月超過し所有者氏名及び住所判明しなかった場合又は、所有者から引取り申し出がない場合は廃棄します。

(3) 法律によって所持が禁じられている銃砲、刀剣類、薬物その他の物については、直ちに所轄の警察署に届け出て引き渡します。

(4)上記第1号から第3号までのいずれにも該当しない残置物については、回収した日から1ヶ月間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄することに同意するものとします。

#### 第31条（カーシェアリング車両返還場所変更違約料）

会員又は登録運転者は、当社の承諾を受けることなく、第17条第1項により明示又は、第21条で変更した返還場所以外の場所にカーシェアリング車両を返還したときは、当社が別に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

#### 第32条（カーシェアリング車両が返還されない場合の処置）

当社は、借受期間が満了したにもかかわらず会員又は登録運転者がカーシェアリング車両を返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は会員若しくは登録運転者の所在が不明等不返還となったものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続のほか、会員又は登録運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を全レ協システムに登録する等の措置をとることができるものとします。

2.前項の場合、あらゆる方法により、カーシェアリング車両の所在を確認するものとします。

3.前項に該当することとなった場合、会員は、当社に生じた一切の損害を賠償する責を負うほか、カーシェアリング車両の回収及び登録運転者の探索に要した全費用を負担するものとします。

### 第6章 故障、事故、盗難時の措置等

#### 第33条（故障発見時の措置）

会員及び登録運転者は、使用中にカーシェアリング車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社所定の連絡先に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

#### 第34条（事故発生時の措置）

会員又は登録運転者は、カーシェアリング車両の使用中にカーシェアリング車両に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1)直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(2)前号の指示に基づきカーシェアリング車両の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3)事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

(4)事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2.会員及び登録運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故処理及び、解決するものとします。

3. 当社は、会員又は登録運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

#### 第 35 条（盗難等発生時の措置）

会員又は登録運転者は、使用中にカーシェアリング車両の盗難が発生したとき及び、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。

(2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(3) その他被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、要求する書類等を遅滞なく提出すること。

#### 第 36 条（使用不能による個別契約の終了）

カーシェアリング車両使用中において、故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりカーシェアリング車両が使用できなくなったときは、個別契約は終了するものとします。

2. 会員又は登録運転者は、前項の場合、カーシェアリング車両の引取り及び修理等に要する一切費用を負担するものとし、実際にカーシェアリング車両を使用した時間にかかわらず、会員は、当社に対し貸渡料金等全額を支払うものとします。但し、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3. 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合・不適合及び、その他カーシェアリング車両が借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、会員又は登録運転者は当社から代替車両の提供を受けることができるものとします。

4. 会員又は登録運転者が前項の代替車両の提供を受けないときは、会員は、当社に対して、個別契約が終了した時点以降の貸渡料金等を支払うことを要しないものとします。尚、当社が代替車両を提供できないときも同様とします。

5. 故障等が会員、登録運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、会員は、当社に対して、個別契約が終了した時点以降の貸渡料金等を支払うことを要しないものとします。

6. 会員及び登録運転者は、本条に定める措置を除き、カーシェアリング車両を使用できなかったこと（故障及び燃料切れ又は走行用電池の電池切れや通信障害等）により生ずる損害について、当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求（借受時間中の故障等に伴い他の代替交通手段を利用した場合の費用も含む）もできないものとします。但し、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

## 第 7 章 賠償及び補償

#### 第 37 条（賠償責任）

会員又は登録運転者は、借り受けたカーシェアリング車両の使用に関し、会員又は登録運転者が当社の力

カーシェアリング車両に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、会員又は登録運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。

2. 前項により会員又は登録運転者が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、カーシェアリング車両の汚損・臭気等により当社がそのカーシェアリング車両を利用できないことによる損害については、貸渡規約等に定める営業補償の一部としてノンオペレーションチャージ(NOC)及び、第 39 条に定めるペナルティー料金を支払うものとします。

3. 会員又は登録運転者は、借り受けたカーシェアリング車両の使用に関し、会員又は登録運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

#### 第 38 条 (保険及び補償)

会員又は登録運転者が第 37 条第 1 項又は第 3 項の損害賠償責任を負うときは、当社がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1) 対人補償 無制限 (自動車損害賠償責任保険を含む)

(2) 対物補償 | 事故限度額 無制限 (免責額 0 万円)

(3) 車両補償 | 事故限度額 時価額 (免責額 0 万円)

(4) 人身傷害補償 | 事故限度額 3000 万円×定員、1 名限度額 3000 万円

(人身傷害補償のうち、お支払額は加入保険会社の約款に定められた基準での実損払いとなります。)

2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3. 会員又は登録運転者が、この約款に違反した場合(不作為含む)には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。

4. 保険金又は補償金が支払われない損害及び、第 1 項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、会員又は登録運転者の負担とします。尚、特約により第 1 項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、会員又は登録運転者の負担とします。但し、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、毀損し、又はその他の被害を受けたカーシェアリング車両に係るもの等である場合には、その損害の発生につき会員又は登録運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、会員又は登録運転者はその損害を補償することを要しないものとします。

5. 当社が会員又は登録運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、会員又は登録運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

#### 第 39 条 (ペナルティー料金)

会員及び登録運転者は、保険適用を受けない車両の原状回復や当社の緊急出動及び車両移動等に関しては、ご利用ガイドブック、ウェブサイト等に定めるペナルティー料金を支払うものとします。

#### 第40条（不可抗力事由による免責）

当社は、天災地変その他の不可抗力の事由により、使用中に会員又は登録運転者からカーシェアリング車両が返還されなかった場合、これにより生ずる損害について会員又は登録運転者の責任を問わないものとします。この場合、会員又は登録運転者は、直ちに当社所定の連絡先に連絡し、その指示に従うものとします。

2. 会員及び登録運転者は、天災地変その他の不可抗力の事由により、当社がカーシェアリング車両の貸渡しをすることができなくなった場合であっても、これにより生じた損害について当社に対してその損害の賠償を請求することができないものとします。当社は、この場合、直ちに会員及び登録運転者に連絡するものとします。

### 第8章 サービスの中止等

#### 第41条（カーステーションの移転・閉鎖）

当社は、当社のウェブサイト等で告知することにより、カーステーションを移転又は閉鎖することができるものとします。

2. この場合、会員が変更又は閉鎖の前日までに第12条第2項の入会契約の解約・終了の手続きをとらなかったときは、当社は会員が承諾したものとみなします。

#### 第42条（カーシェアリングサービスの中止）

当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員及び登録運転者に事前に通知することなく一時的にカーシェアリングサービスを中止することができるものとします。

(1)カーシェアリングサービスに係るカーシェアリング車両、通信設備、システム、ソフトウェア等の保守を緊急に行う場合

(2)火災、停電若しくは地震、噴火、洪水、津波などの天災地変、又は通信障害、システム障害等が発生した場合

(3)戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等が発生した場合

(4)システムに負荷が集中した場合又は、セキュリティ上の問題があると当社が判断した場合

(5)その他、運用上又は技術上、当社がカーシェアリングサービスの一時的な中断が必要と判断した場合  
当社は、前項各号のいずれかの事由によりカーシェアリングサービスの提供の遅延又は、中止等が発生し、これに起因して会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第43条（通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責）

当社は、会員及び登録運転者への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、カーシェアリングサービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ、これに起因して会員及び登録運転者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

2. 当社は、当社のウェブサイト、サーバ、ドメイン等から送られるメール及びコンテンツ等に、当社の責めに帰すべき事由によらず、コンピューターウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しません。

3. 会員又は登録運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、カーシェアリングサービスの全部又は一部を利用することができないことに同意します。これに起因して会員及び登録運転者が被った損害について、それが当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

(1) 会員が入力した情報の内容に誤りがある場合。

(2) 登録運転者用 IC カードに損壊、不具合等があり本来の機能を有していない場合。

(3) 端末の故障、電池切れ、必要な通信の設定がされていない、推奨されている OS やブラウザのバージョンではない、その他の事由により、当社のパソコンサイト、モバイルサイトに正常にアクセスできない場合。

## 第9章 雑則

### 第44条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報の取扱い及び利用目的等について、当社が提供する商品又は、サービスに関するご案内の目的で、以下各号に定め利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

(1) ご入会に際し、お客様の入会及び、登録資格等を確認するため。

(2) カーシェアリングサービスのご利用に際し、ご本人を特定するため。

(3) お申込みいただいた当社のカーシェアリングサービスを適切に提供するため。

(4) 自動車貸渡、実績等を管理するため。

(5) カーシェアリングサービス貸渡料金等の支払い手続きのため。

(6) その他、カーシェアリングサービス提供を適切かつ円滑に履行するため。

2. 当社は以下の場合を除き、会員から取得した個人情報を、第三者に提供しません。

(1) 会員（本人）の同意を得ている場合。

(2) 法令に基づく場合。

(3) 人の生命、身体または財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 合併その他の事由による事業の継承に伴う場合。

3. 当社は、本条に定める利用目的の実施に必要な範囲で、適切な保護措置を講じた上で、個人情報の取り扱いを第三者に委託することができるものとします。

4. その他、当社の情報保護に対する取り組みについては、楽ノリ anytime ウェブサイト (<https://www.e->

share.jp/kmb/) 上に記載した「プライバシーポリシー」をご参照ください。

#### 第 45 条（相殺）

当社は、本約款その他の取引に基づき、会員に対し金銭債務を負担するときは、会員が当社に対し負担する金銭債務といつても相殺することができるものとし、

#### 第 46 条（消費税）

会員は、この約款又は個別契約に基づく金銭債務に課せられる消費税（地方消費税を含む。）を、別途当社に対して支払うものとし、

#### 第 47 条（遅延損害金）

会員は、この約款又は個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとし、支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

#### 第 48 条（契約の細則）

本約款の実施に当たり、別途「ご利用マニュアル」等の細則を定め、当社ウェブサイトに掲載することができるものとし、会員はこの細則を遵守するものとし、

#### 第 49 条（本約款等の変更）

当社は、事前の承認なしに第 2 項に定める方法により、本約款及び細則を変更することがあります。

2. 本約款及び細則の変更は、当社ウェブサイトに掲載する方法で会員に告知することにより行うものとします。

3. 前項に基づく本約款及び細則の変更の効力は、当社ウェブサイトに掲載した効力発効日より生ずるものとし、

#### 第 50 条（管轄裁判所）

この約款又は個別契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店及び支店又は、営業所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

#### 附則

本約款は、2020 年(令和 2 年) 11 月 1 日から実施します。